

みんな笑顔で

介護保険

利用
ガイド

令和6～8年度版



地図付き施設検索「ちずブラ」



パソコンやスマートフォンからお住まいの地域のサービス事業所が検索できます。



奈良 王寺町
雪丸

王 寺 町

介護保険制度のおもな改正ポイント

令和6年4月から

- 令和6～8年度（第9期）の介護保険料が決まりました
- 介護予防ケアプランの作成を、居宅介護支援事業者にも依頼できるようになりました
地域包括支援センターだけでなく、介護予防支援の指定を受けた居宅介護支援事業者にも介護予防ケアプランの作成を依頼できるようになりました。
※介護予防・生活支援サービス事業のみ利用の場合は、引き続き地域包括支援センターに依頼します。
- 介護報酬が改定されました
報酬改定にともない、サービスを利用するときに支払う利用者負担の金額も変わりました。訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、訪問看護、通所リハビリテーションについては、令和6年6月から改定されました（介護予防サービスも同様です）。
- 福祉用具の一部は、利用方法（借りる、または購入する）を選択できるようになりました
福祉用具貸与での利用が長期間になる場合は、購入した方が費用を抑えられることがあります。購入する場合は、特定福祉用具販売の扱いとなり、一年度（4月1日～翌年3月31日）で10万円を上限に購入費の一部が保険給付されます。
対象となる福祉用具は次の通りです。
●固定用スロープ ●歩行器（歩行車を除く） ●単点杖（松葉づえを除く）と多点杖
福祉用具専門相談員またはケアマネジャーは、利用者が選択できることについて十分説明し、選択に当たって必要な情報の提供および医師等の意見や利用者の身体状況等をふまえた提案を行うことになっています。

令和6年8月から

- 介護保険施設を利用したときの居住費等の基準費用額が変わります
施設を利用したサービスで支払う居住費等、食費には基準になる額（基準費用額）が決められています。近年の光熱水費の高騰に対応して、在宅で生活する人との負担の均衡を図る観点などから、居住費等の基準費用額が変わります。

も く じ

介護保険のしくみ

- ・みんなで支えあう制度です……………4

介護保険料

- ・保険料は大切な財源です……………6
- ・40歳以上65歳未満の人の保険料……………7
- ・65歳以上の人の保険料……………8

要介護認定までの流れ

- ・申請から認定まで……………10

要介護1～5の人〈介護サービス〉

- ・介護サービスの利用のしかた……………12
- ・介護サービス（在宅サービス）……………14
- ・介護サービス（施設サービス）……………17

要支援1・2の人〈介護予防サービス〉

- ・介護予防サービスの利用のしかた……………18
- ・介護予防サービス……………20

地域密着型サービス

- ・住み慣れた地域で生活するために……………24

福祉用具貸与・購入、住宅改修

- ・生活する環境を整えるサービス……………26

介護予防の取り組み

- ・介護予防・日常生活支援総合事業……………28

その他

- ・王寺町の福祉サービス……………30
- ・王寺町近隣の居宅介護サービス事業所一覧……………32
- ・王寺町近隣の介護保険施設一覧……………39

みんなで支えあう制度です

介護保険制度は、市区町村が保険者となって運営しています。40歳以上のみなさんは、加入者（被保険者）となって保険料を納め、介護が必要となったときには、費用の一部を支払ってサービスを利用できるしくみです。

市区町村（保険者）

介護保険制度の運営は、市区町村が行います。

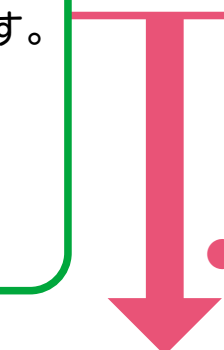
- 制度を運営します。
- 要介護認定を行います。
- 保険証を交付します。
- 介護保険負担割合証を交付します。
- サービスを確保・整備します。



地域包括支援センター

介護予防や地域の総合的な相談の拠点として、設置されています。

- 介護予防ケアマネジメント
- 総合的な相談・支援
- 権利擁護、虐待の早期発見・防止
- ケアマネジャーへの支援



サービス事業者

利用者に合ったサービスを提供します。



- 指定を受けた社会福祉法人、医療法人、民間企業、非営利組織などが、サービスを提供します。

●要介護認定の申請

●保険料の納付

●要介護認定

●保険証の交付
●介護保険負担割合証の交付



●介護報酬の支払い

●サービスの提供

●利用料の支払い

介護保険に加入する人（被保険者）

介護や支援が必要と認められたら、介護保険のサービスが利用できます。

- 保険料を納めます。
- サービスを利用するため、要介護認定の申請をします。
- サービスを利用し、利用料を支払います。



第1号被保険者 65歳以上の人

サービスを利用できる人

第1号被保険者は、原因を問わず介護や日常生活の支援が必要となったとき、市区町村の認定を受け、サービスを利用できます。



第2号被保険者 40歳以上65歳未満の人 (医療保険に加入している人)

サービスを利用できる人

第2号被保険者は、老化が原因とされる病気（特定疾病）により介護や支援が必要となったとき、市区町村の認定を受け、サービスを利用できます。

特定疾病

- | | | | |
|---|---|--|--|
| ●がん
(医師が一般に認められている医学的知見にもとづき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る) | ●骨折を伴う骨粗鬆症
●初老期における認知症
●進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症およびパーキンソン病
●脊髄小脳変性症 | ●脊柱管狭窄症
●早老症
●多系統萎縮症
●糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症および糖尿病性網膜症 | ●脳血管疾患
●閉塞性動脈硬化症
●慢性閉塞性肺疾患
●両側の膝関節または股関節に著しい変形を伴う変形性関節症 |
|---|---|--|--|

■介護保険の保険証が交付されます

介護保険の加入者には医療保険の保険証とは別に、1人に1枚の保険証（介護保険被保険者証）が交付されます。介護保険のサービスを利用するときなどに使用します。

- 65歳に到達する月に交付されます。
- 40歳以上65歳未満の人は、認定を受けた場合などに交付されます。

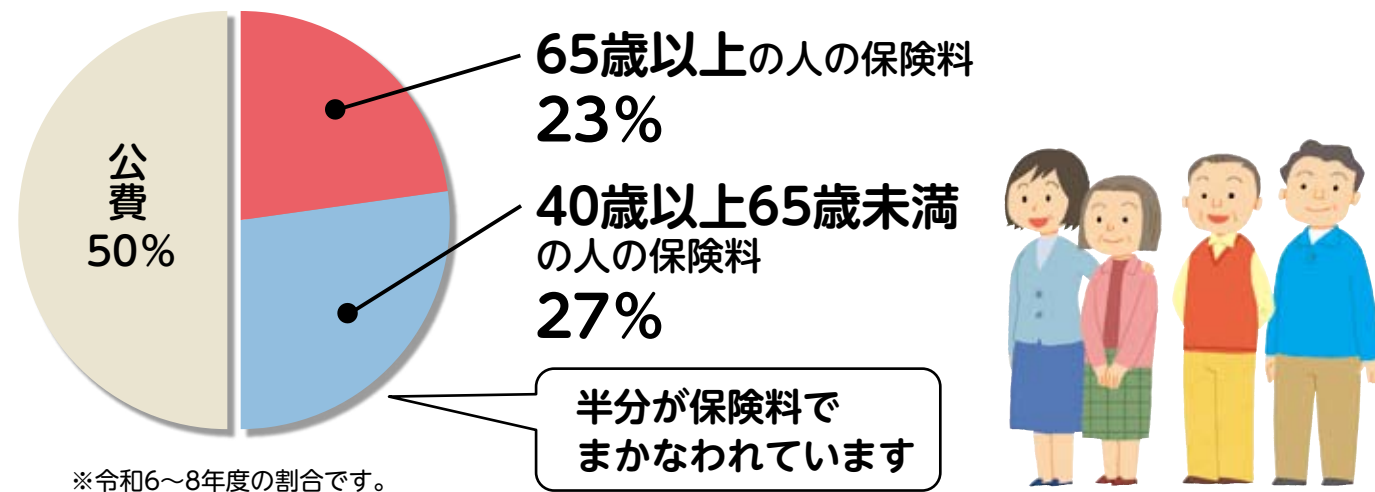
■介護保険負担割合証が交付されます

介護保険の認定を受けている人などには、介護保険負担割合証が交付されます。サービスを利用したときの利用者負担の割合（1割、2割、または3割）が記載されているので、サービス利用時に事業者に提示します。適用期間は1年間（8月～翌年7月）で、毎年交付されます。

保険料は大切な財源です

介護保険は、40歳以上のみなさんが納めている保険料が大切な財源になっています。介護が必要となったときに、だれもが安心してサービスを利用できるよう、保険料は忘れずに納めましょう。

介護保険の財源構成（利用者負担分は除く）



保険料を滞納すると…

サービスを利用した際の利用者負担は、通常はかかった費用の1割、2割、または3割ですが、保険料を滞納していると滞納期間に応じて次のような措置がとられます。

1年以上滞納すると

費用の全額をいったん利用者が負担し、申請により、あとで保険給付分が支払われます。

1年6か月以上滞納すると

費用の全額を利用者が負担し、申請後も保険給付の一部、または全部が一時的に差し止めとなり、滞納していた保険料に充てられることもあります。

2年以上滞納すると

サービスを利用するときの利用者負担の割合が3割※になったり、高額介護サービス費等が受けられなくなったりします。

※利用者負担の割合が3割の人は4割になります。

やむを得ない理由で保険料を納められないときは

災害や失業など、やむを得ない理由で保険料を納めることが難しくなったときは、保険料の減免や納付猶予が受けられることがあります。困ったときは、お早めに市区町村の担当窓口までご相談ください。



40歳以上65歳未満の人（第2号被保険者）の保険料

保険料の決め方と納め方

国民健康保険に加入している人は

決め方

保険料は下記の算定方法で、世帯ごとに決められます。



介護保険料

=

所得割

第2号被保険者の所得に応じて計算

+

均等割

世帯の第2号被保険者数に応じて計算

※介護保険料と国民健康保険税（料）の賦課限度額は別々に決められます。
※保険料と同額の国庫からの負担があります。
※市区町村によって組み合わせが異なります。

納め方

医療保険分と介護保険分を合わせて、国民健康保険税（料）として世帯主が納めます。

職場の医療保険に加入している人は

決め方

医療保険ごとに設定される介護保険料率と、給与（標準報酬月額）および賞与（標準賞与額）に応じて決められます。



介護保険料

=

給与および賞与

×

介護保険料率

※原則として事業主が半分負担します。

納め方

医療保険料と介護保険料を合わせて、給与および賞与から徴収されます。

※40歳以上65歳未満の被扶養者は、保険料を個別に納める必要はありません。

65歳以上の人（第1号被保険者）の保険料

65歳以上の人（第1号被保険者）の保険料は、市区町村で介護保険のサービスに必要な費用などから算出された「基準額」をもとに、所得に応じて決まります。



第1号被保険者の基準額はどのように決まります

基準額
5,600円
(月額)

$$= \frac{\text{市区町村の介護サービス総費用のうち第1号被保険者負担分}}{\text{市区町村の第1号被保険者数}} \div 12\text{か月}$$

※市区町村によって必要となるサービスの量や65歳以上の人数が異なるため、基準額も市区町村ごとに異なります。

第9期（令和6～8年度）

令和6年4月から 介護保険料が決まりました。

保険料段階	対 象 者	保険料率	保険料(年額)
第1段階	・住民税世帯非課税かつ老齢福祉年金受給者及び生活保護受給者 ・住民税世帯非課税かつ本人の課税年金収入額＋合計所得金額が80万円以下の人	0.285	19,100
第2段階	住民税世帯非課税で、本人の課税年金収入額＋合計所得金額が80万円を超え、120万円以下の人	0.435	29,200
第3段階	住民税世帯非課税で、本人の課税年金収入額＋合計所得金額が120万円を超える人	0.685	46,000
第4段階	住民税本人非課税で、本人の課税年金収入額＋合計所得金額が80万円以下の人【世帯内に住民税課税者がいる場合】	0.900	60,400
第5段階	住民税本人非課税の人（第4段階に該当しない人） 【世帯内に住民税課税者がいる場合】	基準額 (1.00)	67,200
第6段階	本人が住民税課税で合計所得金額が120万円未満の人	1.150	77,200
第7段階	本人が住民税課税で合計所得金額が120万円以上160万円未満の人	1.200	80,600
第8段階	本人が住民税課税で合計所得金額が160万円以上210万円未満の人	1.300	87,300
第9段階	本人が住民税課税で合計所得金額が210万円以上230万円未満の人	1.385	93,000
第10段階	本人が住民税課税で合計所得金額が230万円以上270万円未満の人	1.425	95,700
第11段階	本人が住民税課税で合計所得金額が270万円以上320万円未満の人	1.585	106,500
第12段階	本人が住民税課税で合計所得金額が320万円以上420万円未満の人	1.750	117,600
第13段階	本人が住民税課税で合計所得金額が420万円以上520万円未満の人	1.950	131,000
第14段階	本人が住民税課税で合計所得金額が520万円以上620万円未満の人	2.050	137,700
第15段階	本人が住民税課税で合計所得金額が620万円以上720万円未満の人	2.353	158,100
第16段階	本人が住民税課税で合計所得金額が720万円以上800万円未満の人	2.453	164,800
第17段階	本人が住民税課税で合計所得金額が800万円以上1,000万円未満の人	2.578	173,200
第18段階	本人が住民税課税で合計所得金額が1,000万円以上2,000万円未満の人	2.878	193,400
第19段階	本人が住民税課税で合計所得金額が2,000万円以上の人	2.995	201,200

老齢福祉年金

明治44年4月1日以前に生まれた人などで、一定の所得がない人や、他の年金を受給できない人に支給される年金です。

合計所得金額

収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。第1～5段階については「公的年金等に係る雑所得」を控除した金額を用います。第1～5段階の合計所得金額に給与所得が含まれている場合は、給与所得から10万円を控除した金額を用います。土地売却等に係る特別控除額がある場合は「長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額」を控除した金額を用います。

保険料の納め方は2種類に分かれます

保険料の納め方は、受給している年金額によって2種類に分けられます。65歳になった月（65歳の誕生日の前日が属する月）の分から、原則として年金から納めます。

特別徴収

年金が 年額18万円以上 の人 → 年金から天引き

年金の定期支払い（年6回）の際、年金から保険料があらかじめ天引きされます。特別徴収の対象となるのは、老齢（退職）年金、遺族年金、障害年金です。

●前年度から継続して特別徴収で保険料を納めている人は、4・6・8月は仮に算定された保険料を納め、10・12・2月は、決定した本年度の保険料額からすでに納めている仮徴収分を除いた額を納めますので、保険料額が変わる場合があります。

	仮 徴 収			本 徴 収		
年金 支給月	4月 (第1期)	6月 (第2期)	8月 (第3期)	10月 (第4期)	12月 (第5期)	2月 (第6期)



年金が年額18万円以上でも一時的に納付書で納めることがあります

次の場合は、特別徴収に切り替わるまで、一時的に納付書で納めます。

- 年度途中で65歳（第1号被保険者）になった場合
- 他の市区町村から転入した場合
- 年度途中で年金（老齢（退職）年金、遺族年金、障害年金）の受給が始まった場合
- 収入申告のやり直しなどで、保険料の所得段階が変更になった場合
- 年金が一時差し止めになった場合

……など

普通徴収

年金が 年額18万円未満 の人 → 納付書・口座振替

市区町村から送付されてくる納付書や口座振替で、期日までに金融機関などを通じて保険料を納めます。

保険料納付は
口座振替が
便利です

- 保険料の納付書
 - 預（貯）金通帳
 - 通帳届け出印
- これらを持って市区町村指定の金融機関で手続きしてください。

※申し込みから口座振替開始までの月や、残高不足などにより自動引き落としされなかった場合などには、納付書で納めることになります。



申請から認定まで

サービスを利用するためには、市区町村に申請して「介護や支援が必要である」と認定されることが必要です。サービスを利用するまでの手続きの流れは以下ようになります。

1 認定の申請をします

サービスの利用を希望する人は、市区町村の窓口で認定の申請をしてください。

申請は、本人または家族のほか、成年後見人、地域包括支援センター、または省令で定められた居宅介護支援事業者や介護保険施設などに代行してもらうこともできます。



申請に必要なもの

- 要介護・要支援認定申請書
- 介護保険被保険者証
- 健康保険被保険者証

申請書には、主治医の氏名、医療機関名などを記入します。主治医がない場合は窓口にご相談ください。

2 調査と審査が行われます

● 訪問調査

心身の状況を調べるために、本人と家族などから聞き取り調査をします。



● 主治医の意見書

医師から介護を必要とする原因疾患などについての記載を受けます。

● 一次判定(コンピュータ判定)

調査票をコンピュータ分析し、要介護状態区分を導き出します。

● 二次判定(介護認定審査会)

訪問調査の結果と主治医の意見書をもとに、保健、医療、福祉の専門家が審査します。



3 認定結果をお知らせします

要介護 1

要介護 2

要介護 3

要介護 4

要介護 5

介護保険のサービスによって、生活機能の維持・改善を図ることが適切な人などです。

要支援 1

要支援 2

介護保険の対象者で、要介護状態が軽く、生活機能が改善する可能性の高い人などです。

非該当

生活機能が低下して、将来的に要支援などへ移行する危険性がある人などです。

介護保険のサービスは、利用できません。

介護サービス(介護給付)

を利用できます

居宅介護支援事業者などに依頼して利用するサービスを具体的に盛り込んだケアプランを作成し、ケアプランにもとづいてサービスを利用します。

P12へ



介護予防サービス(予防給付)

を利用できます

地域包括支援センターが中心となって、介護予防ケアプランを作成するなど、住み慣れた地域で自立した生活を続けていけるよう支援します。

P18へ



介護予防・日常生活支援総合事業(地域支援事業)

を利用できます

介護が必要とならないために、65歳以上の人を対象に、市区町村が実施します。介護予防・日常生活支援総合事業は、「介護予防・生活支援サービス事業」と「一般介護予防事業」に分かれて利用します。

P28へ



※認定結果の通知は、原則として30日以内に市区町村から送られてきます。

介護サービスの利用のしかた

在宅でサービスを利用したい

1 ケアプラン作成を依頼

依頼する居宅介護支援事業者が決まったら市区町村に「ケアプラン作成依頼届出書」を提出します。



2 ケアプランの作成

居宅介護支援事業者

①利用者の現状を把握

ケアマネジャーが利用者と面接し、問題点や課題を把握してサービス利用の原案を作成します。

②サービス事業者との話し合い

利用者本人や家族とサービス事業者の担当者がケアマネジャーを中心に話し合います。

③ケアプランの作成

作成されたケアプランの具体的な内容について利用者の同意を得ます。

3 サービス事業者と契約

訪問介護や訪問看護などを行うサービス事業者と契約します。

4 在宅サービスを利用

14ページへ



施設に入所したい

1 介護保険施設と契約

入所を希望する施設に直接申し込みます。居宅介護支援事業者などに紹介してもらうこともできます。



2 ケアプランの作成

入所した施設で、ケアマネジャーが利用者に合ったケアプランを作成します。



3 施設サービスを利用

17ページへ



地域密着型サービスは

24ページへ

福祉用具の利用は

26ページへ

住宅改修の利用は

27ページへ

「要介護1～5」と認定された人は、介護保険の介護サービスを利用します。居宅介護支援事業者などに依頼して、利用するサービスを具体的に盛り込んだケアプランを作成し、ケアプランにもとづいてサービスを利用します。

介護サービスを利用するときは費用の一部を負担します

おもな在宅サービスでは、要介護状態区分に応じて上限額（支給限度額）が決められています。上限額の範囲内でサービスを利用する場合は、利用者負担の割合は1割、2割、または3割ですが、上限を超えてサービスを利用した場合は、超えた分は全額利用者の負担になります。

おもな在宅サービスの支給限度額（1か月）

要介護状態区分	支給限度額
要介護1	167,650円
要介護2	197,050円
要介護3	270,480円
要介護4	309,380円
要介護5	362,170円

上記の支給限度額は標準地域のもので、地域差は勘案していません。

●3割負担となる人

本人の合計所得金額が220万円以上で、同じ世帯の65歳以上の人の「年金収入+その他の合計所得金額」が単身の場合340万円以上、2人以上世帯の場合463万円以上の人

●2割負担となる人

3割負担には該当しない人で、本人の合計所得金額が160万円以上で、同じ世帯の65歳以上の人の「年金収入+その他の合計所得金額」が単身の場合280万円以上、2人以上世帯の場合346万円以上の人

●1割負担となる人

上記以外の人（住民税非課税の人、生活保護の受給者、第2号被保険者は上記にかかわらず1割負担）

■利用者負担が高額になったとき

●介護保険のみ高額になったとき

同じ月に利用した介護保険サービスの利用者負担を合算（同じ世帯内に複数の利用者がある場合には世帯合算）し、上限額を超えたときは、申請により超えた分が「高額介護サービス費」として後から支給されます。

利用者負担段階区分		上限額（月額）
住民税課税世帯で、右記に該当する65歳以上の人が世帯にいる場合	●課税所得690万円以上	世帯 140,100円
	●課税所得380万円以上690万円未満	世帯 93,000円
	●課税所得145万円以上380万円未満	世帯 44,400円
●一般（住民税課税世帯で、上記3区分に該当しない場合）		世帯 44,400円
●住民税世帯非課税等		世帯 24,600円
●課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が80万円以下の人		個人 15,000円
●高齢福祉年金の受給者		個人 15,000円
●生活保護の受給者		個人 15,000円
●利用者負担を15,000円に減額することで生活保護の受給者とならない場合		世帯 15,000円

●介護保険と医療保険の両方が高額になったとき

介護保険と医療保険の両方の負担額を年間で合算し高額になったときは、限度額を超えた分が支給される「高額医療・高額介護合算制度」があります。➡くわしくは23ページをご覧ください。

サービス利用の相談は無料です

居宅介護支援

ケアマネジャーが、利用者に合った「ケアプラン」を作成し、そのプランに沿って安心してサービスを利用できるように、利用者を支援します。

ケアプランの相談・作成は全額を介護保険が負担しますので、利用者負担はありません。



介護サービス(在宅サービス)

在宅サービスには、居宅を訪問してもらう訪問系サービスや施設に通って受ける通所系サービスなどがあります。サービスは組み合わせて利用することができます。

●利用者負担のめやすは、サービスにかかる基本的な費用の1割を掲載しています。このほかにサービスの内容や地域による加算などがあります。

令和6年4月から 利用者負担が変わりました。

自宅での日常生活の手助け

訪問介護(ホームヘルプ)

ホームヘルパーが居宅を訪問し、食事や掃除、洗濯、買い物などの身体介護や生活援助をします。通院などを目的とした乗降介助も利用できます。



●主なサービス内容

身体介護の例

- 食事や入浴の介助
- オムツの交換、排せつの介助
- 衣類の着脱の介助
- 洗髪、つめ切り、身体せいしきの清拭
- 通院・外出の付き添い など

生活援助の例

- 食事の準備や調理
- 衣類の洗濯や補修
- 掃除や整理整頓
- 生活必需品の買い物
- 薬の受け取り など

●利用者負担のめやす

身体介護中心 (20分以上30分未満の場合)	244円
生活援助中心 (20分以上45分未満の場合)	179円

※早朝・夜間は25%加算、深夜は50%が加算されます。

訪問してもらい利用するサービス

訪問入浴介護

介護職員と看護職員が居宅を訪問し、移動入浴車などで入浴介護をします。



●利用者負担のめやす

1回	1,266円
----	--------

訪問リハビリテーション

理学療法士や作業療法士、言語聴覚士が居宅を訪問し、リハビリをします。



●利用者負担のめやす

1回※	308円
-----	------

※20分間リハビリテーションを行った場合。

医師の指導のもとでの助言、管理サービス

居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士などが居宅を訪問し、療養上の管理や指導をします。



●利用者負担のめやす

〈単一建物居住者1人に対して行う場合〉

医師の指導(月2回まで)	515円
--------------	------

訪問看護

疾患などを抱えている人について、看護師などが居宅を訪問し、療養上の世話や診療の補助をします。



●利用者負担のめやす

訪問看護ステーションから (30分未満の場合)	471円
病院または診療所から (30分未満の場合)	399円

※早朝・夜間は25%加算、深夜は50%加算。緊急時訪問看護加算、特別な管理を必要とする場合などの加算あり。

施設に通って利用するサービス

通所介護(デイサービス)

通所介護施設で、食事、入浴などの日常生活上の支援や、生活行為向上のための支援を日帰りで行います。



●利用者負担のめやす

〈通常規模の事業所の場合〉(7時間以上8時間未満の場合)

要介護1	658円
要介護2	777円
要介護3	900円
要介護4	1,023円
要介護5	1,148円

※送迎を含む。

※個別の機能訓練を行った場合や入浴の加算あり。食費、日常生活費は別途必要です。

通所リハビリテーション(デイケア)

介護老人保健施設や医療機関などで、入浴などの日常生活上の支援や、生活行為向上のためのリハビリテーションを日帰りで行います。



●利用者負担のめやす

〈通常規模の事業所の場合〉(7時間以上8時間未満の場合)

要介護1	762円
要介護2	903円
要介護3	1,046円
要介護4	1,215円
要介護5	1,379円

※送迎を含む。

※個別のリハビリテーションを行った場合や入浴の加算あり。食費、日常生活費は別途必要です。

施設に入居している人が利用するサービス

特定施設入居者生活介護

有料老人ホームなどに入居している高齢者に、日常生活上の支援や介護を提供します。

●利用者負担のめやす(1日)

要介護1	542円
要介護2	609円
要介護3	679円
要介護4	744円
要介護5	813円



短期間施設に入所して利用するサービス

※連続した利用が30日を超えた場合、31日目は全額利用者負担となります。

短期入所生活介護 (ショートステイ)

介護老人福祉施設などに短期間入所して、食事、入浴、排せつなどの日常生活上の支援や機能訓練などが受けられます。



●利用者負担のめやす(1日)

〈介護老人福祉施設・併設型の施設の場合〉

	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要介護1	603円	603円	704円
要介護2	672円	672円	772円
要介護3	745円	745円	847円
要介護4	815円	815円	918円
要介護5	884円	884円	987円

※食費、滞在費、日常生活費は別途必要です。

短期入所療養介護 (医療型ショートステイ)

介護老人保健施設などに短期間入所して、医療上のケアを含む日常生活上の支援や機能訓練、医師の診療などが受けられます。



●利用者負担のめやす(1日)

〈介護老人保健施設の場合〉

	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要介護1	753円	830円	836円
要介護2	801円	880円	883円
要介護3	864円	944円	948円
要介護4	918円	997円	1,003円
要介護5	971円	1,052円	1,056円

※食費、滞在費、日常生活費は別途必要です。

介護サービス(施設サービス)

施設サービスは、介護が中心か治療が中心かなどによって入所する施設を選択します。入所の申し込みは介護保険施設へ直接行います。

●要支援1・2の人は、施設サービスは利用できません。

生活全般の介護が必要

介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)

寝たきりや認知症で日常生活において常時介護が必要で、自宅では介護が困難な人が入所します。食事、入浴、排せつなどの介護や療養上の世話が受けられます。
※新規入所は原則として要介護3以上の人が対象です。

リハビリを受けたい

介護老人保健施設(老人保健施設)

病状が安定している人に対し、医学的管理のもとで看護、介護、リハビリテーションを行う施設です。医療上のケアやリハビリテーション、介護を一体的に提供し、家庭への復帰を支援します。

生活の場で長期療養したい

介護医療院

医学的管理のもとで長期療養が必要な人のための医療のほか、生活の場としての機能も兼ね備え、日常生活上の介護などが受けられます。

施設サービスを利用した場合の利用者負担

施設サービスを利用した場合は、サービス費用の1割、2割、または3割・居住費等・食費・日常生活費が利用者の負担となります。居住費等・食費の利用者負担は施設と利用者の間で契約により決められますが、基準となる額(基準費用額)が定められています。

低所得の人が施設を利用した場合の居住費等・食費の負担限度額

低所得の人の施設利用が困難とならないように、申請により居住費等・食費は下表の負担限度額までを負担し、超えた分は介護保険から給付されます(特定入所者介護サービス費等)。

ただし、①②のいずれかの場合は、対象になりません。

①住民税非課税世帯でも世帯分離している配偶者が住民税課税

②住民税非課税世帯(世帯分離している配偶者も非課税)でも預貯金等が下記の金額を超える場合

・第1段階：預貯金等が単身1,000万円、夫婦2,000万円を超える
・第2段階：預貯金等が単身650万円、夫婦1,650万円を超える
・第3段階①：預貯金等が単身550万円、夫婦1,550万円を超える
・第3段階②：預貯金等が単身500万円、夫婦1,500万円を超える

●負担限度額(1日あたり)

令和6年8月から 居住費等の金額が変わります。【 】内が8月からの金額です。

利用者負担段階		居住費等				食費	
		ユニット型 個室	ユニット型 個室的多床室	従来型 個室	多床室	施設 サービス	短期入所 サービス
第1段階	●本人および世帯全員が住民税非課税で、 老齢福祉年金の受給者 ●生活保護の受給者	820円 【880円】	490円 【550円】	490円 (320円) 【550円 (380円)】	0円	300円	300円
第2段階	本人および世帯全員が住民税非課税で、課税 年金収入額+非課税年金収入額+その他の 合計所得金額が80万円以下の人	820円 【880円】	490円 【550円】	490円 (420円) 【550円 (480円)】	370円 【430円】	390円	600円
第3段階 ①	本人および世帯全員が住民税非課税で、課税 年金収入額+非課税年金収入額+その他の 合計所得金額が80万円超120万円以下の人	1,310円 【1,370円】	1,310円 【1,370円】	1,310円 (820円) 【1,370円 (880円)】	370円 【430円】	650円	1,000円
第3段階 ②	本人および世帯全員が住民税非課税で、課税 年金収入額+非課税年金収入額+その他の 合計所得金額が120万円超の人	1,310円 【1,370円】	1,310円 【1,370円】	1,310円 (820円) 【1,370円 (880円)】	370円 【430円】	1,360円	1,300円
国の基準費用額(1日あたり)		2,006円 【2,066円】	1,668円 【1,728円】	1,668円 (1,171円) 【1,728円 (1,231円)】	377円 (855円) 【437円 (915円)】	1,445円	

※介護老人福祉施設と短期入所生活介護を利用した場合の負担限度額、基準費用額は、()内の金額となります。

※第1～3段階に該当しない人でも、特例的に第3段階が適用される場合があります。詳しくは市区町村の窓口にお問い合わせください。

介護予防サービスの利用のしかた

介護予防サービスと介護予防・日常生活支援総合事業の両方を利用することもできます。

令和6年4月から 介護予防ケアプランの作成を、介護予防支援の指定を受けた居宅介護支援事業者にも依頼できるようになりました。

介護保険のサービスを利用したい

1 介護予防ケアプラン作成を依頼

地域包括支援センター、または介護予防支援の指定を受けた居宅介護支援事業者に連絡して、依頼します。

※介護予防・生活支援サービス事業のみ利用の場合は、地域包括支援センターに依頼します。

2 話し合い、課題を分析

地域包括支援センターまたは居宅介護支援事業者と本人や家族が話し合い、本人の心身の状況や生活歴などから、課題を分析します。

3 介護予防ケアプランの作成

目標を決めて達成するための支援メニューを利用者や家族とサービス担当者で検討し、それにもとづいて介護予防ケアプランを作成します。

4 介護予防サービスを利用

介護予防ケアプランにもとづいて介護予防サービスを利用します。

20ページへ

評価・見直し

一定期間ごとに効果を評価し、必要な場合には、介護予防ケアプランを見直します。

介護予防・日常生活支援総合事業を利用したい

1 地域包括支援センターに連絡

住んでいる地区を担当する地域包括支援センターに連絡します。

2 地域包括支援センターの職員との話し合い

本人や家族と話し合い、本人の心身の状況や生活歴などから、課題を分析します。

3 ケアプランの作成

目標を決めて達成するための支援メニューを利用者や家族とサービス担当者で検討し、それにもとづいてケアプランを作成します。

4 介護予防・日常生活支援総合事業利用

ケアプランにもとづいてサービスを利用します。

28ページへ

②③については、利用するサービスによっては一部または全部を実施しない場合があります。

介護予防地域密着型サービスは 24ページへ

介護予防福祉用具の利用は 26ページへ

介護予防住宅改修の利用は 27ページへ

「要支援1・2」と認定された人は、介護保険の介護予防サービスや、介護予防・日常生活支援総合事業を利用します。地域包括支援センターが中心となって、介護予防ケアプランを作成するなど、住み慣れた地域で自立した生活を続けていけるよう支援します。

介護予防サービスを利用するときは費用の一部を負担します

おもな介護予防サービスでは、要介護状態区分に応じて上限額（支給限度額）が決められています。上限額の範囲内でサービスを利用する場合は、利用者負担の割合は1割、2割、または3割ですが、上限を超えてサービスを利用した場合は、超えた分は全額利用者の負担になります。

おもな介護予防サービスの支給限度額（1か月）

要介護状態区分	支給限度額
要支援1	50,320円
要支援2	105,310円

上記の支給限度額は標準地域のもので、地域差は勘案していません。

- 3割負担となる人
本人の合計所得金額が220万円以上で、同じ世帯の65歳以上の人の「年金収入+その他の合計所得金額」が単身の場合340万円以上、2人以上世帯の場合463万円以上の人
- 2割負担となる人
3割負担には該当しない人で、本人の合計所得金額が160万円以上で、同じ世帯の65歳以上の人の「年金収入+その他の合計所得金額」が単身の場合280万円以上、2人以上世帯の場合346万円以上の人
- 1割負担となる人
上記以外の人（住民税非課税の人、生活保護の受給者、第2号被保険者は上記にかかわらず1割負担）

利用者負担が高額になったとき

●介護保険のみ高額になったとき

同じ月に利用した介護保険サービスの利用者負担を合算（同じ世帯内に複数の利用者がある場合には世帯合算）し、上限額を超えたときは、申請により超えた分が「高額介護予防サービス費」として後から支給されます。

利用者負担段階区分		上限額（月額）
住民税課税世帯で、右記に該当する65歳以上の人が世帯にいる場合	●課税所得690万円以上	世帯 140,100円
	●課税所得380万円以上690万円未満	世帯 93,000円
	●課税所得145万円以上380万円未満	世帯 44,400円
●一般（住民税課税世帯で、上記3区分に該当しない場合）		世帯 44,400円
●住民税世帯非課税等		世帯 24,600円
●課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が80万円以下の人 ●老齢福祉年金の受給者		個人 15,000円
●生活保護の受給者 ●利用者負担を15,000円に減額することで生活保護の受給者とならない場合		個人 15,000円 世帯 15,000円

●介護保険と医療保険の両方が高額になったとき

介護保険と医療保険の両方の負担額を年間で合算し高額になったときは、限度額を超えた分が支給される「高額医療・高額介護合算制度」があります。➡くわしくは23ページをご覧ください。

サービス利用の相談は無料です

介護予防支援

地域包括支援センター、または介護予防支援の指定を受けた居宅介護支援事業者が、利用者に合った「介護予防ケアプラン」を作成し、そのプランに沿って安心してサービスを利用できるように、利用者を支援します。

介護予防ケアプランの相談・作成は全額を介護保険が負担しますので、利用者負担はありません。



介護予防サービス

介護予防サービスには、居宅を訪問してもらう訪問系サービスや、施設に通って受ける通所系サービスなどがあります。サービスは組み合わせて利用することができます。

●利用者負担のめやすは、サービスにかかる基本的な費用の1割を掲載しています。このほかにサービスの内容や地域による加算などがあります。

令和6年4月から 利用者負担が変わりました。

介護予防・生活支援サービス事業の「訪問型サービス」と「通所型サービス」については、29ページをご覧ください。



訪問してもらい利用するサービス

介護予防訪問入浴介護

居宅に浴室がない場合や、感染症などで浴室の利用が難しい場合、入浴サービスが利用できます。



●利用者負担のめやす

全身入浴	856円
------	------

介護予防訪問リハビリテーション

理学療法士や作業療法士、言語聴覚士に訪問してもらい、リハビリをします。



●利用者負担のめやす

1回※	298円
-----	------

※20分間リハビリテーションを行った場合。

医師の指導のもとでの助言、管理サービス

介護予防居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士などが居宅を訪問し、介護予防を目的とした療養上の管理や指導をします。



●利用者負担のめやす

〈単一建物居住者1人に対して行う場合〉

医師が行う場合(月2回まで)	515円
----------------	------

介護予防訪問看護

看護師などが居宅を訪問し、介護予防を目的とした療養上の世話や診療の補助をします。



●利用者負担のめやす

訪問看護ステーションから (30分未満の場合)	451円
病院または診療所から (30分未満の場合)	382円

※早朝・夜間は25%加算、深夜は50%加算。緊急時訪問看護加算、特別な管理を必要とする場合などの加算あり。

施設に通って利用するサービス

介護予防通所リハビリテーション(デイケア)

介護老人保健施設や医療機関などで、食事などの日常生活上の支援や生活行為向上のための支援、リハビリテーションを日帰りで行います。また、利用者の目標に合わせた栄養改善、口腔機能向上のサービスも提供します。



●利用者負担のめやす(1か月)

要支援1	2,268円
要支援2	4,228円

※送迎、入浴を含む。
※食費、日常生活費は別途必要です。

栄養改善	200円
口腔機能向上(I)	150円

栄養改善

管理栄養士などの指導で、低栄養を予防するための食生活や、食事作りなどをします。

口腔機能向上

歯科衛生士や言語聴覚士などの指導で、歯みがきや摂食・えん下機能向上の訓練などをします。

要支援1・2の人〈介護予防サービス〉

施設に入居している人が利用するサービス

介護予防特定施設入居者生活介護

有料老人ホームなどに入居している高齢者に、介護予防を目的とした日常生活上の支援や介護を提供します。



●利用者負担のめやす(1日)

要支援1	183円
要支援2	313円

短期間施設に入所して利用するサービス ※連続した利用が30日を超えた場合、31日目は全額利用者負担となります。

介護予防短期入所生活介護(ショートステイ)

介護老人福祉施設などに短期間入所して、日常生活上の支援(食事、入浴、排せつなど)や機能訓練などが受けられます。

●利用者負担のめやす(1日)

〈介護老人福祉施設・併設型の施設の場合〉

	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室の多床室
要支援1	451円	451円	529円
要支援2	561円	561円	656円

※食費、滞在費、日常生活費は別途必要です。



介護予防短期入所療養介護(医療型ショートステイ)

介護老人保健施設などに短期間入所して、介護予防を目的とした医療上のケアを含む日常生活上の支援や機能訓練、医師の診療などが受けられます。

●利用者負担のめやす(1日)

〈介護老人保健施設の場合〉

	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室の多床室
要支援1	579円	613円	624円
要支援2	726円	774円	789円

※食費、滞在費、日常生活費は別途必要です。



介護保険と医療保険の負担が高額になった場合は

介護保険と医療保険の両方の負担額が高額になった場合は、合算することができます(高額医療・高額介護合算制度)。

介護保険と医療保険のそれぞれの限度額を適用後、年間(8月～翌年7月)の負担額を合算して下表の限度額を超えた場合は、申請により超えた分が後から支給されます。



◆高額医療・高額介護合算制度の自己負担限度額<年額/8月～翌年7月>

所得 (基礎控除後の 総所得金額等)	70歳未満の人が いる世帯	所得区分	70～74歳の人が いる世帯	後期高齢者医療制度で 医療を受ける人が いる世帯
901万円超	212万円	課税所得 690万円以上	212万円	212万円
600万円超 901万円以下	141万円	課税所得 380万円以上	141万円	141万円
210万円超 600万円以下	67万円	課税所得 145万円以上	67万円	67万円
210万円以下	60万円	一般	56万円	56万円
住民税 非課税世帯	34万円	低所得者Ⅱ	31万円	31万円
		低所得者Ⅰ*	19万円	19万円

※低所得者Ⅰ区分の世帯で介護(介護予防)サービスの利用者が複数いる場合、医療保険からの支給は上表の算定基準額で計算され、介護保険からの支給は別途設定された算定基準額の「世帯で31万円」で計算されます。

●毎年7月31日時点で加入している医療保険の所得区分が適用されます。

●医療保険が異なる場合は合算できません。

●支給対象となる人は医療保険の窓口へ申請が必要です。

サービスに苦情や不満があるときは？

介護(介護予防)サービスを利用して困ったことがあったとき、サービス提供事業者にご相談しづらいときは、下記のような相談先もあります。



「ケアマネジャー」に相談

担当ケアマネジャーには日ごろからサービス状況などを細かく報告しておくで安心です。

「市区町村の介護保険担当窓口」に相談

相談や苦情の内容をもとに、市区町村で事業者を調査して指導します。

「地域包括支援センター」や「消費生活センター」に相談

地域の高齢者の総合的支援を行う「地域包括支援センター」で相談を受け付けています。また最寄りの「消費生活センター」に相談することもできます。

「国保連」に相談

市区町村での解決が難しい場合や、利用者が特に希望する場合は、都道府県ごとに設置されている国保連(国民健康保険団体連合会)に申し立てることができます。

住み慣れた地域で生活をするために

住み慣れた地域での生活をするために、地域の特性に応じたサービスが受けられます。ただし、原則として、他の市区町村のサービスは受けられません。

- 利用者負担のめやすは、サービスにかかる基本的な費用の1割をめやすとして掲載しています。このほかにサービスの利用内容や地域による加算などがあります。
- 市区町村によっては実施していないサービスがあります。
- 【 】内は介護予防サービスの名称です。
- 施設を利用した場合、食費、日常生活費、居住費等は別途必要です。



令和6年4月から 利用者負担が変わりました。

多機能なサービス

小規模多機能型居宅介護 【介護予防小規模多機能型居宅介護】

通いを中心に、利用者の選択に応じて訪問や泊まりのサービスを組み合わせ、多機能なサービスを受けます。



●利用者負担のめやす(1か月)

要支援1	3,450円
要支援2	6,972円
要介護1	10,458円
要介護2	15,370円
要介護3	22,359円
要介護4	24,677円
要介護5	27,209円

小規模な施設サービス

地域密着型 特定施設入居者生活介護

定員が29人以下の小規模な介護専用の有料老人ホームなどで、食事・入浴、機能訓練などのサービスを受けます。



●利用者負担のめやす(1日)

要介護1	546円
要介護2	614円
要介護3	685円
要介護4	750円
要介護5	820円

※要支援1・2の人は利用できません。

地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護

定員が29人以下の小規模な介護老人福祉施設に入所する人が、食事・入浴、機能訓練などのサービスを受けます。

※新規入所は原則として要介護3以上の人が対象です。

●利用者負担のめやす(1日)

	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要介護1	600円	600円	682円
要介護2	671円	671円	753円
要介護3	745円	745円	828円
要介護4	817円	817円	901円
要介護5	887円	887円	971円

※要支援1・2の人は利用できません。

認知症高齢者を対象としたサービス

認知症対応型通所介護 【介護予防認知症対応型通所介護】

認知症高齢者を対象に、食事や入浴、専門的なケアが日帰りで受けられます。

●利用者負担のめやす(7時間以上8時間未満の場合) 〈グループホーム等の共用スペースを利用する場合〉

要支援1	484円
要支援2	513円
要介護1	523円
要介護2	542円
要介護3	560円
要介護4	578円
要介護5	598円

認知症対応型共同生活介護(グループホーム) 【介護予防認知症対応型共同生活介護】

認知症高齢者が、共同生活をする住宅で、スタッフの介護を受けながら、食事・入浴などの介護や支援、機能訓練を受けられます。

●利用者負担のめやす(1日) 〈ユニット数1の場合〉

要支援2	761円
要介護1	765円
要介護2	801円
要介護3	824円
要介護4	841円
要介護5	859円

※要支援1の人は利用できません。

夜間の訪問介護

夜間対応型訪問介護

夜間でも安心して在宅生活が送れるよう、巡回や通報システムによる夜間専用の訪問介護を受けられます。

●利用者負担のめやす

〈オペレーションセンターを設置している場合〉

基本夜間対応型訪問介護	989円/月
定期巡回サービス	372円/回
随時訪問サービス	567円/回

※要支援1・2の人は利用できません。

複合型のサービス

看護小規模多機能型居宅介護

小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせ、通い・訪問・短期間の宿泊で介護や医療・看護のケアが受けられます。

●利用者負担のめやす(1か月)

要介護1	12,447円
要介護2	17,415円
要介護3	24,481円
要介護4	27,766円
要介護5	31,408円

※要支援1・2の人は利用できません。

24時間対応の訪問介護と訪問看護

定期巡回・随時対応型訪問介護看護

定期巡回と随時対応による訪問介護と訪問看護を、24時間いつでも受けられます。

●利用者負担のめやす(1か月)

◆訪問看護サービスを行う場合〈一体型の場合〉

要介護1	7,946円
要介護2	12,413円
要介護3	18,948円
要介護4	23,358円
要介護5	28,298円

※要支援1・2の人は利用できません。

小規模な通所介護

地域密着型通所介護

定員が18人以下の小規模な通所介護施設で、日常生活上の世話や機能訓練などを受けられます。

●利用者負担のめやす(7時間以上8時間未満の場合)

要介護1	753円
要介護2	890円
要介護3	1,032円
要介護4	1,172円
要介護5	1,312円

※要支援1・2の人は利用できません。

生活する環境を整えるサービス

※【 】内は介護予防サービスの名称です。

福祉用具をレンタルする

福祉用具貸与【介護予防福祉用具貸与】

日常生活の自立を助けるための福祉用具（下記の品目）をレンタルするサービスです。

- | | |
|----------------------|---------------------|
| ① 車いす◆ | ⑧ スロープ(工事をとみなさないもの) |
| ② 車いす付属品(電動補助装置など)◆ | ⑨ 歩行器 |
| ③ 特殊寝台◆ | ⑩ 歩行補助つえ |
| ④ 特殊寝台付属品(サイドレールなど)◆ | ⑪ 認知症老人徘徊感知機器◆ |
| ⑤ 床ずれ防止用具◆ | ⑫ 移動用リフト(つり具を除く)◆ |
| ⑥ 体位変換器◆ | ⑬ 自動排泄処理装置★ |

⑦ 手すり(工事をとみなさないもの)

◆印の福祉用具は、原則として要支援1・2、要介護1の人は利用できません。

★印の福祉用具は、原則として要支援1・2、要介護1～3の人は利用できません。

令和6年4月から 次の福祉用具は、利用方法（借りる、または購入する）を選択できます。

⑧のうち固定用スロープ ⑨のうち歩行器（歩行車を除く） ⑩のうち単点杖（松葉づえを除く）と多点杖
利用方法は、福祉用具専門相談員やケアマネジャーの説明や提案を受けて、よく検討して決めましょう。

利用する福祉用具貸与事業者を選ぶ際は、複数の事業者を比較検討しましょう。

●利用者負担について

※レンタル費用の1割、2割、または3割です。支給限度額（13、19ページ参照）が適用されます。

※用具の種類や事業者により金額は変わります。

福祉用具を購入する

申請が必要です

特定福祉用具販売【特定介護予防福祉用具販売】

右記の福祉用具を、都道府県の指定を受けた事業者から購入したとき、購入費が支給されます。

●利用者負担について

※いったん利用者が全額を負担します。あとで領収書などを添えて市区町村に申請すると、同年度（4月1日～翌年3月31日）で10万円を上限に費用の9割、8割、または7割が支給されます。

利用する販売業者を選ぶ際は、複数の事業者を比較検討しましょう。都道府県等の指定を受けていない事業者から購入した場合は支給されませんので、ご注意ください。

※事業所にいる「福祉用具専門相談員」に必ずアドバイスを受けましょう。

- 1 腰掛便座
- 2 自動排泄処理装置の交換可能部品
- 3 排泄予測支援機器
- 4 入浴補助用具
- 5 簡易浴槽
- 6 移動用リフトのつり具の部分

令和6年4月から 次の福祉用具は、利用方法（借りる、または購入する）を選択できます。

- 固定用スロープ
- 歩行器（歩行車を除く）
- 単点杖（松葉づえを除く）と多点杖

小規模な住宅改修

事前の申請が必要です！

住宅改修費支給

【介護予防住宅改修費支給】

手すりの取り付けや段差解消などの住宅改修をしたとき、20万円を上限に利用者負担分を除いた金額が支給されます。

⑤ 洋式便器などへの便器の取り替え

② 段差の解消

③ 滑りの防止および移動の円滑化のための床または通路面の材料の変更

利用する施工事業者を選ぶ際は、複数の事業者を比較検討しましょう。

●利用者負担について

※いったん利用者が改修費全額を負担します。あとで市区町村に申請すると、20万円を上限に費用の9割、8割、または7割が支給されます。

※引っ越した場合や要介護状態区分が大きく上がったときには、再度の給付を受けられます。

① 手すりの取り付け ④ 引き戸などへの扉の取り替え



手続きの流れ

ケアマネジャーなどに相談

施工事業者の選択・見積もり依頼

市区町村へ事前申請／市区町村の確認

工事の実施・完了／支払い(全額)

市区町村へ領収書などを提出

住宅改修費の支給

※市区町村によって手続きのしかたが一部異なる場合があります。

申請に必要な書類

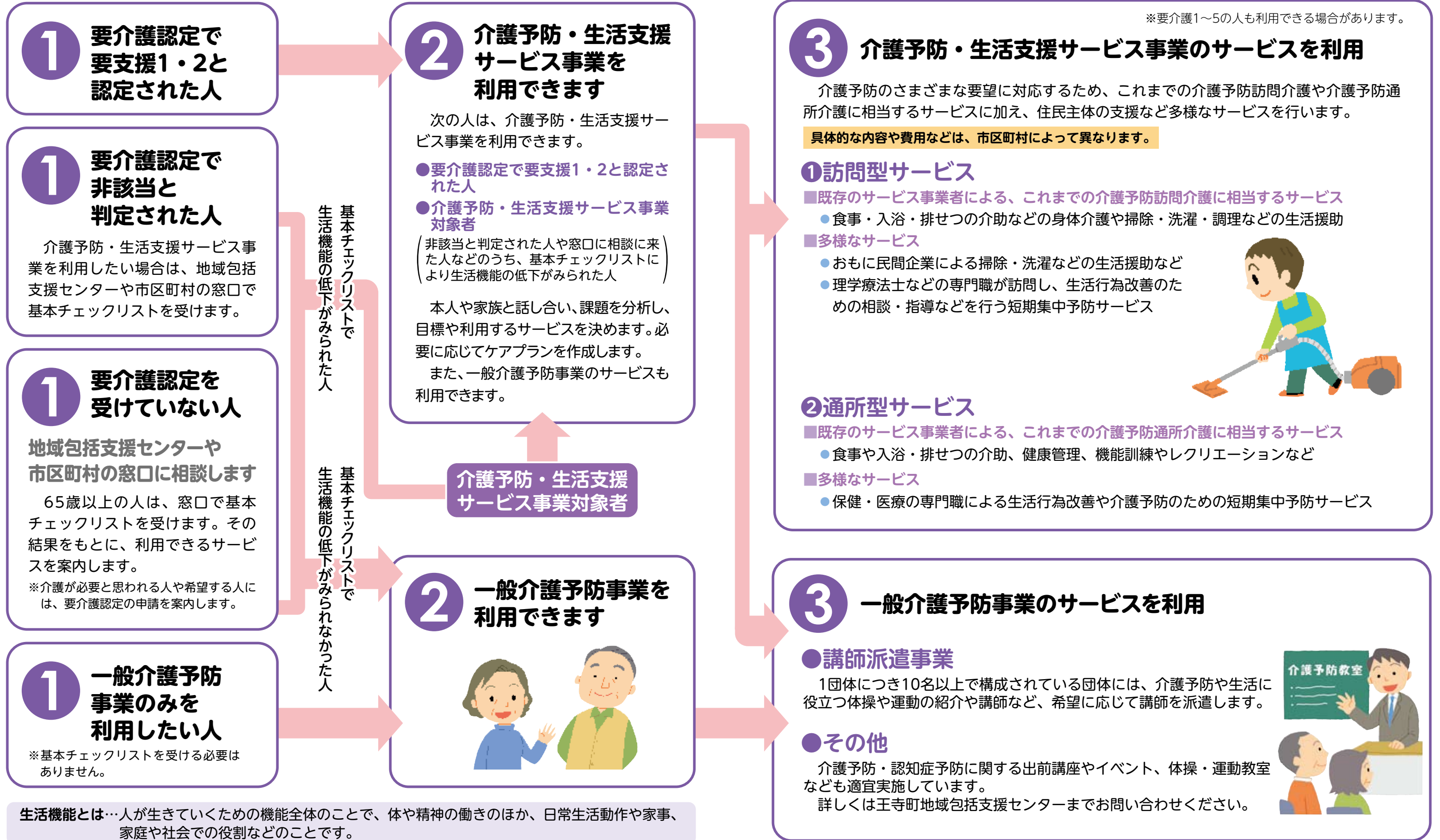
- 住宅改修費支給申請書
- 住宅の所有者の承諾書
(改修の利用者と住宅の所有者が異なる場合)
- 工事費見積書
- 住宅改修が必要な理由書
ケアマネジャーや福祉住環境コーディネーターなどに作成を依頼します。
- 改修後の完成予定の状態がわかるもの
写真または簡単な図を用いたもの。

提出に必要な書類

- 住宅改修に要した費用の領収書
- 工事費内訳書
介護保険の対象となる工事の種類を明記し、各費用などが適切に区分してあるもの。
- 完成後の状態を確認できる書類
改修前、改修後の日付入りの写真を添付。

介護予防・日常生活支援総合事業

介護予防・日常生活支援総合事業は、市区町村が行う介護予防の取り組みです。
「介護予防・生活支援サービス事業」と「一般介護予防事業」に分かれています。



王寺町の福祉サービス

65歳以上の方(または家族の方)が受けられるサービス

高齢者の自立生活を支援するサービス

配食サービス事業

ひとり暮らしまたは高齢者のみの世帯などで調理の困難な方に、昼食のお弁当を提供し、安否の確認を行います。

利用料・対象者

利用料：1食400円、週2回まで
対象者：おおむね65歳以上のひとり暮らしまたは高齢者のみの世帯などで、心身の障害などのため調理が困難な方

軽度生活援助事業

ひとり暮らしなどでお困りの方に、草刈りや、簡単な作業など日常生活を送る上での援助をします。

利用料・対象者

利用料：利用料金の1割（1世帯、月2回まで）
対象者：おおむね65歳以上のひとり暮らしまたは高齢者のみの世帯などで、日常生活上の援助が必要な方

緊急通報装置貸与事業

ひとり暮らしの高齢者の緊急時に、緊急通報センターに通報できる装置を貸与します。

利用料・対象者

利用料：無料
対象者：●ひとり暮らし等の高齢者の方（日中独居は含まない）
●老老介護世帯の方
●高齢者と重度障がい者のみの世帯の方

福祉タクシー助成事業

外出が困難な高齢者や障がいのある方の経済的負担を軽減するため町指定の事業者が運行するタクシーの利用券を交付します。

利用料・対象者

タクシーの利用券：1枚400円を40枚交付
対象者：●要介護度2以上の認定を受けた在宅の高齢者
●身体障害者手帳1・2・3級をお持ちの方
●奈良県療育手帳A（A1・A2）をお持ちの方

寝たきりの高齢者の方を対象とするサービス

訪問理美容サービス事業

寝たきりなどの高齢者のお宅を訪問し、理容・美容サービスを提供します。

利用料・対象者

利用料：無料（年3回まで）
対象者：おおむね65歳以上で寝たきりなどのため外出することが困難な方



住み慣れた場所での生活を応援するサービス

QRコードを利用した高齢者見守り事業

QRコードのついたシールを衣服などに貼付し、認知症などによる行方不明時に、発見者がQRコードを読み取ることができます。それにより、速やかに本人確認することができ、本人とその家族の安全・安心を守ります。

利用料・対象者

利用料：無料
対象者：在宅の高齢者で認知症状など心身に不安のある方

介護している家族を支援するサービス

紙おむつ支給事業

介護に必要な紙おむつを支給し、家族の身体的・精神的・経済的負担の軽減を図ります。

利用料・対象者

利用料：無料（支給限度あり）
対象者：要介護度3以上で常時失禁状態にある在宅の高齢者で、非課税である方を介護しているご家族

家族介護慰労事業

寝たきりの高齢者などを介護しているご家族に対して、慰労として金品を贈呈します。

利用料・対象者

対象者：重度の要介護者（要介護度4・5）のうち、過去1年間介護保険サービスを利用しなかった方のご家族

その他のサービス

老人憩の家

（片岡の家）

健康で明るい生活を営んでいただくために、教養の向上、レクリエーションの場としても利用でき、浴場・マッサージ機などもあります。

利用料・対象者

利用時間：午前9時～午後5時
（浴場は午前10時～午後4時）
浴場利用料：100円
休館日：毎週木曜日、12月29日～翌年1月3日
所在地：本町2-20-20 電話番号：72-6602

老人福祉センター

高齢者の生きがいを高めふれあいを広める憩いの場、気軽に集まれる場として利用できます。浴場・マッサージ機・囲碁・将棋などもあります。

利用料・対象者

利用時間：午前9時～午後5時
（浴場は午前10時～午後4時）
浴場利用料：100円
休館日：毎週木曜日、12月29日～翌年1月3日
所在地：畠田9-1608 電話番号：32-5201

やわらぎの手帳優遇措置

永年にわたり社会に貢献した長寿者に対し、感謝と敬愛の意を表するために、優遇措置を行っています。



※今後、サービスの実施及び対象者など見直される場合があります。

王寺町近隣の居宅介護サービス事業所一覧

(令和6年3月現在)

町村名	サービス	事業所名	所在地	電話番号
王寺町	居宅介護支援	王寺町在宅介護支援センター「ハートランドしぎさん」	王寺町王寺2-6-1まさごビル2F	33-5050
	訪問介護 居宅介護支援	株式会社介護センター虹	王寺町王寺2-7-7ディアレスト王寺1号室	34-2828
	通所介護	大和園王寺デイサービスセンター	王寺町葛下3-161-1	72-8580
	居宅介護支援	大和園王寺在宅介護支援センター		
	福祉用具貸与 福祉用具販売	株式会社ひだまり工房	王寺町久度1-10-24	72-8294
	居宅介護支援	ケアプランセンター双葉	王寺町久度2-3-1 305-1	33-1177
	通所介護	デイサービスセンターぎんのすず	王寺町久度3-1-12	31-2775
	訪問介護	介護ピーター	王寺町久度4-3-13	33-3512
	通所介護	デイサービスセンターかがやき		34-0355
	居宅介護支援	ピーター居宅介護支援事業所		33-3502
	訪問介護	介護センターてるてる	王寺町太子3-1-12	32-5077
	居宅介護支援	ケアプランセンターてるてる		
	地域密着型通所介護	デイサービスセンターてるてる	王寺町畠田3-4-8	33-2020
	地域密着型通所介護	茶話本舗デイサービス笑陽畠田の家		
	通所介護	てんとう虫デイサービスセンター	王寺町畠田8-1507	34-0980
	短期入所生活介護	ショートステイてんとう虫		
	通所介護	デイサービスなないろ	王寺町本町2-22-37	73-7373
	訪問看護	ここり訪問看護ステーション	王寺町本町2-29-16	34-0780
	訪問介護	訪問介護本舗 王寺	王寺町本町2-30-4アルパトロス205号	43-6196
	訪問介護 居宅介護支援	訪問介護ステーションいちご花	王寺町本町4-41-2	34-1587
	通所介護	デイサービスセンターここから王寺町	王寺町本町4-4-19	31-1577
	居宅介護支援	ケアプランセンターここから王寺町		
	訪問介護 通所介護	ニチイケアセンター奈良王寺	王寺町本町4-44-19	33-0717
	訪問介護	桜寿	王寺町本町5-14-27	43-5441
三郷町	福祉用具販売	株式会社ふくろ工房	三郷町城山台5-1-8	72-2810
	訪問リハビリテーション 通所リハビリテーション 短期入所療養介護	介護老人保健施設もののみの郷	三郷町信貴山東4-10	34-0701
	短期入所生活介護	特別養護老人ホーム三室園	三郷町信貴南畑1-1-1	72-2121
	訪問介護	訪問介護事業所ビオスの丘三郷	三郷町信貴南畑1-7-26	33-3335
	通所介護	デイサービスセンタービオスの丘三郷		
	短期入所生活介護	短期入所事業所ビオスの丘三郷		
	居宅介護支援	医療法人紀川会居宅介護支援事業所	三郷町勢野東4-14-1	34-0705

市外局番
(0745)

町村名	サービス	事業所名	所在地	電話番号
三郷町	訪問介護 福祉用具貸与 福祉用具販売	NPO法人ライフケア王寺	三郷町勢野東4-3-20	31-5799
	訪問看護	ライフケア訪問看護ステーション		
	居宅介護支援	地域支援相談センター		
	訪問介護	コール	三郷町勢野東6-4-34	32-0477
	通所介護	デイサービスLUPIN勢野	三郷町勢野北1-4-25	31-6688
	通所介護	デイサービスはあとの杜しぎさん	三郷町勢野北4-3-2	33-5700
	訪問介護	ヘルパーステーションルピナス勢野	三郷町勢野北4-5-10	34-1881
	訪問介護	三郷サンサンハウスヘルパーステーション	三郷町東信貴ヶ丘1-2-27	32-3535
	居宅介護支援	三郷サンサンハウス居宅介護支援事業所		
	訪問介護	夕陽ヶ丘診療所ホームヘルプステーション	三郷町夕陽ヶ丘1-40	72-6674
	居宅介護支援	夕陽ヶ丘診療所		72-9490
	訪問介護	朋訪問介護ステーション三郷	三郷町立野南1-10-21	72-6449
	通所介護	朋デイサービスセンター三郷		
	訪問介護 居宅介護支援	あかり介護ステーション	三郷町立野南1-23-10 M's court 三郷106号	43-8360
	居宅介護支援	ケアプランセンターここなら	三郷町立野南1-24-21	31-0020
	居宅介護支援	朋ケアプランセンター三郷	三郷町立野南2-10-7 604号室	72-6449
	訪問介護	ヘルパーステーションスワン	三郷町立野南2-10-7三郷駅前マンション605	44-9356
	訪問介護	訪問介護ステーションあい	三郷町立野南2-14-7三堂山コープタウン7-102	44-8946
	居宅介護支援	ケアプランセンタールピナス三郷	三郷町立野南2-3-20メイプルタウンB103	33-5100
	訪問介護	ヘルパーステーションLUPIN三郷	三郷町立野南2-3-20メイプルタウンB105	33-5300
	訪問看護	訪問看護ステーションやわらぎ	三郷町立野南2-8-12	31-6611
	訪問看護	訪問看護ステーションmeow	三郷町立野南2-9-13ヤマセンビル606	31-3337
	訪問看護	ハローケア訪問看護ステーションしぎさん	三郷町立野南2-9-33	73-2360
	訪問看護	朋訪問看護ステーション三郷	三郷町立野南2-10-7-604	27-7421
	訪問介護	あゆみ介護ステーション	三郷町立野北2-25-23	31-3366
	訪問介護 居宅介護支援	有限会社介護サービスセンターあおぞら	三郷町立野北2-2738-5	34-1212
	居宅介護支援	居宅介護支援事業所さくらんぼ	三郷町立野北2-5-27	34-0108
河合町	福祉用具貸与 福祉用具販売	有限会社ハーツ・ファイブ	河合町穴闇59-19	57-1323
	訪問介護	河合診療所ホームヘルパーステーション	河合町穴闇81-1	56-3755
	居宅介護支援	社会医療法人健生会河合診療所		57-0212
	訪問看護	訪問看護ステーションはるかぜ	河合町穴闇81-8	57-1033
	訪問リハビリテーション 通所リハビリテーション 短期入所療養介護	老人保健施設奈良ベテルホーム	河合町高塚台1-8-1	33-2222
	福祉用具貸与 福祉用具販売 訪問介護	ニッセイせいいい在宅介護サービスセンターベル西大和		33-2244
	訪問看護	訪問看護ステーション西大和		33-2255
	居宅介護支援	ニッセイせいいいケアプランセンター西大和	河合町高塚台2-38-14	33-2288
	訪問看護	訪問看護ステーションラシクル西大和		72-1000
	訪問介護	在宅介護センター奈良河合事務所	河合町高塚台2-8-1	32-4781

その他

町村名	サービス	事業所名	所在地	電話番号
河合町	通所介護	リハビリデイサービスさみた	河合町佐味田198-1	58-3020
	短期入所生活介護	ショートステイさみた		58-3000
	居宅介護支援	K&Aケアプランセンター	河合町彩りの杜568-220	050-8884-6612
	訪問介護	クレシェンドホームヘルパーステーション	河合町星和台1-10-11	43-5831
	訪問介護 居宅介護支援	訪問介護ステーションそらまめ星和台	河合町星和台2-1-17	31-3001
	通所介護	デイサービスそらまめ星和台	河合町星和台2-1-20	43-6671
	訪問介護	訪問介護センターきぼう	河合町西穴闇351-1	57-2770
	居宅介護支援	ケアプランセンターらいむ	河合町大輪田1916-2ア-パン西大和6号103	34-2288
	訪問看護	訪問看護ステーション結心	河合町大輪田1977	33-6556
	居宅介護支援	ケアセンターふおゆう	河合町池部1-7-5	56-3776
	通所介護 短期入所生活介護 居宅介護支援	大和の里	河合町池部3-5-5	58-2525
斑鳩町	訪問看護	みむろ訪問看護ステーション	斑鳩町稲葉車瀬2-5-18	75-9234
	訪問介護	ヘルパーステーションみろく	斑鳩町興留1-3-14	75-1021
	訪問介護	翼風寮訪問介護	斑鳩町興留1-8-4大和ハイツ8号室	74-6353
	訪問介護	ヘルパーステーションひまわり斑鳩	斑鳩町興留4-1-35	70-0035
	通所介護	デイサービスセンターひまわり斑鳩		70-0025
	居宅介護支援	ケアプランセンターひまわり斑鳩		70-0045
	居宅介護支援	ケアプランセンターうららか	斑鳩町興留5-2-8パークハイムA-202	75-2322
	通所リハビリテーション	石崎整形外科・内科	斑鳩町興留5-10-28	75-5215
	居宅介護支援	ケアプランセンターCor	斑鳩町興留6-5-9-202	43-8482
	訪問看護	訪問看護ステーションなかま	斑鳩町興留6-7-22-205	43-8930
	居宅介護支援	ケアプランセンター・ひまわり	斑鳩町興留8-8-6	090-6552-8996
	居宅介護支援	居宅介護支援事業所エイドステーション	斑鳩町高安1-5-30	75-0071
	通所介護	デイサービスセンターほっとプラザ	斑鳩町小吉田2-7-15	70-0002
	訪問介護	訪問介護ステーションほっとプラザ		
	居宅介護支援	ケアプランセンターほっとプラザ		
	訪問看護	訪問看護ステーションほっとプラザ		
	通所リハビリテーション	西和往診クリニック	斑鳩町神南2-5-8	70-0003
	通所介護	斑鳩町障害者支援センター虹の家		
	訪問看護	アルク訪問看護ステーション		
	訪問介護	いかるが訪問介護センター		
	居宅介護支援	ウェルネス斑鳩ケアサポート	斑鳩町服部1-2-25	75-5465
	通所介護	デイサービスロハスの森	斑鳩町服部1-4-35	74-6842
	福祉用具貸与 福祉用具販売	今村住設株式会社	斑鳩町法隆寺1-7-10	74-4567
	通所介護	デイサービスセンターいかるがの郷	斑鳩町法隆寺1-7-23	75-2805
	居宅介護支援	居宅介護支援事業所あんしん館		
	訪問介護	訪問介護事業所第二慈母園	斑鳩町法隆寺2091-1	75-8888

町村名	サービス	事業所名	所在地	電話番号
斑鳩町	短期入所生活介護	特別養護老人ホーム第二慈母園	斑鳩町法隆寺2091-1	75-8888
	居宅介護支援	在宅介護支援センター第二慈母園		
	通所介護	デイサービスセンターすまいる	斑鳩町法隆寺南1-3-15	75-3337
	居宅介護支援	株式会社すまいる斑鳩支店		
	福祉用具貸与 福祉用具販売	なごみ	斑鳩町法隆寺南2-1-3サトル法隆寺1番館101号室	60-7233
	通所介護	デイサービスセンター一樹	斑鳩町目安3-4-36	75-1212
	短期入所生活介護	ショートステイ一樹		
	通所介護	ココロとカラダのデイサービス	斑鳩町龍田1-9-31	75-0311
	通所介護	デイサービスLUPIN斑鳩	斑鳩町龍田2-1-12	43-7640
	通所介護	ウォーキングスタジオたいむ	斑鳩町龍田2-2-15	61-7323
	居宅介護支援	独立型・介護抛り所いっぽ（一歩）	斑鳩町龍田西3-15-19	75-8633
	福祉用具貸与 福祉用具販売 居宅介護支援	株式会社イカリトンボ	斑鳩町龍田西4-1-40	75-2028
	訪問介護	NPO法人ケアメイトたつた	斑鳩町龍田西4-5-19	75-5290
	訪問看護	訪問看護ステーションケアメイトたつた		
	訪問介護	訪問介護りすた〜と	斑鳩町龍田西4-7-5	75-1122
	居宅介護支援	ケアプランセンターりすた〜と		
	福祉用具貸与 福祉用具販売	株式会社フジヤマサービス	斑鳩町龍田西6-12-29	43-7407
上牧町	通所介護	デイサービスロハスの森Ⅱ	斑鳩町龍田南1-3-53	43-7762
	訪問介護	ヘルパーステーションゆめひろば斑鳩	斑鳩町龍田北2-2-15	44-3663
	通所リハビリテーション	医療法人友誼会西大和リハビリテーション病院	上牧町ささゆり台3-2-2	71-6688
	訪問介護 居宅介護支援	有限会社やまびこ	上牧町下牧1-2-25	32-6825
	訪問看護	訪問看護ステーションやまびこ		
	通所介護	杏デイサービスセンター		72-1333
	訪問介護	「延樹」訪問介護ステーション	上牧町下牧1-2-8	34-0011
	訪問看護	訪問看護ステーションビブレ奈良南	上牧町下牧3-1-5片岡マンション401	44-9982
	居宅介護支援	エイワン居宅介護支援事業所	上牧町葛城台4-3-9	71-1152
	福祉用具貸与 福祉用具販売	介護用品レンタル販売さくら	上牧町桜ヶ丘1-8-6松井ビル1-D	47-8253
	訪問介護 居宅介護支援	介護のみき西大和ケアセンター	上牧町桜ヶ丘3-35-11	34-0855
	通所介護	リハビリデイサービス春の風	上牧町上牧1413-1	71-3123
	居宅介護支援	居宅介護支援事業所かごめ	上牧町上牧2209-1	78-5851
	福祉用具貸与 福祉用具販売	株式会社優和	上牧町上牧2209-5	43-8918
	福祉用具貸与 福祉用具販売	ホームエコテック	上牧町上牧2741-3	71-3020
	訪問リハビリテーション 通所リハビリテーション 短期入所療養介護	介護老人保健施設こころ上牧	上牧町上牧2768-2	71-5780
	訪問介護	こころ上牧訪問介護事業所		
	居宅介護支援	こころ上牧居宅介護支援事業所		
	福祉用具貸与 福祉用具販売	ACサポート	上牧町上牧2850-7	77-6298
	居宅介護支援	ACケアプラン		

その他

町村名	サービス	事業所名	所在地	電話番号
上 牧 町	訪問介護 居宅介護支援	社会福祉法人上牧町社会福祉協議会	上牧町上牧3245-1	78-7844
	福祉用具貸与 福祉用具販売	株式会社三晴(みはる)	上牧町上牧3374-1	71-5101
	訪問介護	ケアセンターぶどうの森	上牧町上牧3439-21	78-9944
	訪問介護 福祉用具貸与 福祉用具販売 居宅介護支援	介護ステーションにここにこ	上牧町上牧3815	77-2525
	短期入所生活介護	特別養護老人ホーム郁徳苑	上牧町上牧4244	43-6083
	短期入所生活介護	特別養護老人ホーム郁慈苑		43-6074
	短期入所生活介護	特別養護老人ホーム郁楽苑		43-6246
	短期入所生活介護	特別養護老人ホーム郁愛苑		43-6092
	短期入所療養介護 通所リハビリテーション 訪問リハビリテーション	老人保健施設ユートピア・ゆり		43-6273
	居宅介護支援	郁慈会居宅介護支援事業所		43-7012
	訪問介護	服部すみれ訪問介護ステーション	上牧町上牧字薬師山4244	77-1333
	訪問看護	服部すみれ訪問看護ステーション		
	居宅介護支援	服部すみれ居宅介護支援事業所		
	通所介護	デイサービス六花	上牧町上牧537-10	43-6987
	訪問介護	六花訪問介護ステーション	上牧町上牧537-16	43-6987
	訪問看護	六花訪問看護ステーション		
	居宅介護支援	ケアプランセンター六花		
	通所リハビリテーション 短期入所生活介護 短期入所療養介護 訪問リハビリテーション	介護老人保健施設グランディまきば	上牧町上牧899-7	76-3450
	訪問介護	だんだん指定訪問介護事業所	上牧町服部台4-7-36	76-3275
	訪問介護 居宅介護支援	介護サービス華うさぎ	上牧町米山台1-2-17	78-6366
	福祉用具貸与 福祉用具販売	福祉用具ツェイス	上牧町米山台6-3-12	27-9455
	訪問看護	訪問看護ステーションメディケアジャパン上牧	上牧町片岡台2-13-25グリーンハイツ2階	73-7100
	訪問介護	訪問介護事業所フルライフケア上牧	上牧町片岡台2-13-26	34-2055
	居宅介護支援	居宅介護支援事業所フルライフケア上牧	芳倉マンション304	
香 芝 市	訪問看護	ソフィアメディ訪問看護ステーション香芝	香芝市すみれ野1-17-3	44-3123
	訪問介護	訪問介護幸千	香芝市逢坂2-651-1グランコート香芝101号	080-9759-0879
	居宅介護支援	ケアプランセンター杏	香芝市逢坂6-724	77-0304
	福祉用具貸与 福祉用具販売 居宅介護支援	有限会社ライフステーション	香芝市旭ヶ丘1-31-1	71-4346
	福祉用具貸与 福祉用具販売	MIYABI	香芝市旭ヶ丘5-18-16	76-5859
	居宅介護支援	ケアプラン・ゆう	香芝市旭ヶ丘4-3-9	43-8630
	訪問介護	トータルケアサポートKoKo	香芝市磯壁2-1062-4-2階	080-8308-0526
	訪問介護	ヘルパーステーションみのり	香芝市磯壁2-1119	43-8344
	通所介護	デイサービス縁	香芝市磯壁6-452-1	43-7555
	通所介護	ほねつぎデイサービス香芝	香芝市下田西1-11-18	51-1900
	訪問看護	クリケア訪問看護ステーション	香芝市下田西2-278-7香芝ビル2F	76-5825
	通所リハビリテーション	ぬくもりクリニック	香芝市下田西2-7-61	71-0200
	短期入所生活介護	特別養護老人ホームぬくもり香芝		78-6300

町村名	サービス	事業所名	所在地	電話番号
香 芝 市	居宅介護支援	居宅介護支援事業所ぬくもり	香芝市下田西2-7-61	43-5318
	訪問介護	訪問介護ステーションスイフトケア	香芝市下田西4-187-1シティロイヤル近鉄下田駅前303号室	43-8371
	居宅介護支援	居宅介護支援事業所 八重	香芝市下田西1-4-22	090-6666-7147
	福祉用具貸与 福祉用具販売	ライフネット	香芝市下田東1-464-4	76-1855
	訪問介護	ヘルパーステーションココ	香芝市下田東5-619-6	79-5525
	通所介護	デイサービスセンターすばる	香芝市鎌田157-1	71-7172
	短期入所生活介護	ショートステイすばる		71-7171
	居宅介護支援	居宅介護支援事業すばる		
	訪問介護	訪問介護ものがたり	香芝市鎌田358-3ヴィラ・オリエンタルC202	27-8647
	訪問介護	介護サービスえん	香芝市鎌田362-1	71-3055
	通所介護	デイサービス縁結び		
	居宅介護支援	居宅介護支援センター えん		
	訪問看護	訪問ナースえん		43-7555
	通所介護 短期入所生活介護	和里(にこり)香芝	香芝市鎌田594	78-0125
	短期入所生活介護	和里(にこり)香芝Ⅱ	香芝市鎌田602	71-5250
	訪問看護	ミライズ訪問看護	香芝市瓦口10-1シャトレー真美106	51-1751
	訪問看護	敬愛訪問看護ステーション奈良	香芝市瓦口2112クレセント・ビル香芝304	49-0371
	通所リハビリテーション	医療法人桜希会東朋香芝病院	香芝市瓦口211-1	76-0251
	訪問看護	ハローケア訪問看護ステーション香芝	香芝市瓦口2180グランメール香芝202	71-2300
	訪問介護	1010寧楽	香芝市瓦口2193-102	49-0215
	訪問介護	けいはんなヘルパーステーション香芝	香芝市瓦口43-1	71-1660
	通所介護	けいはんなデイサービスセンター香芝		71-1670
	居宅介護支援	あい居宅介護支援事業所	香芝市瓦口568-2	77-3556
	訪問介護	三草二木訪問介護サポートセンター	香芝市関屋1233-2	77-5945
	訪問介護	特定非営利活動法人奈良コアラ	香芝市関屋北5-2-41	76-7658
	訪問看護	訪問看護ステーションあけぼの	香芝市関屋北6-15-2	47-1298
	通所介護	デイサービスセンター希	香芝市穴虫1046-1	43-7090
	訪問介護	株式会社介護和愛	香芝市穴虫1352-2	77-1110
	訪問介護	メディカルコートヘルパーステーション	香芝市穴虫165-1	44-8806
	訪問看護	医療法人藤井会 藤井会香芝訪問看護ステーション	香芝市穴虫54-1フレグローニ上1階	43-5535
	居宅介護支援	ケアプランセンター六花・香芝	香芝市穴虫72-1	71-6987
	通所リハビリテーション 短期入所療養介護 訪問リハビリテーション	介護老人保健施設オークピア鹿芝	香芝市穴虫885-1	71-3588
	居宅介護支援	ケアプランセンターふるさと	香芝市五位堂1013	79-8600
	訪問介護	ケアセンターMP	香芝市五位堂3-454-2	71-4567
	訪問介護	ケアセンターアンぞいどう	香芝市五位堂3-598-1	71-5577
	訪問介護	さら紗ヘルパーステーション	香芝市五位堂4-407-1	78-7111
	福祉用具貸与 福祉用具販売	有限会社ベストライフケアサービス	香芝市五位堂6-213	78-6160

町村名	サービス	事業所名	所在地	電話番号
香芝市	居宅介護支援	居宅介護支援事業所ピース	香芝市高202-15	60-5191
	訪問看護	訪問看護ステーションひまわり香芝	香芝市高208	71-1515
	福祉用具貸与 福祉用具販売	トータルケアサポートタナカ	香芝市今泉451	79-0090
	居宅介護支援	ケアプランセンターRUN	香芝市今泉469-20	70-5725
	訪問介護	訪問介護センターパーム今泉	香芝市今泉826-2	78-9218
	訪問介護	訪問介護優	香芝市今泉826-3	43-9777
	通所介護 居宅介護支援	大和園くうる	香芝市今泉841-2	71-5501
	訪問介護	まほろば訪問介護センター	香芝市上中116-1	71-7788
	通所介護	デイサービスまほろば		
	居宅介護支援	ケアプランまほろば		
	居宅介護支援	藤本居宅介護支援事業所	香芝市上中1231-10	78-5489
	居宅介護支援	居宅介護支援事業所ドレミ	香芝市上中1231-12	78-3768
	通所介護	リハビリデイサービス人楽アシスト	香芝市上中208-1	44-9455
	居宅介護支援	ありす居宅介護支援事業所	香芝市真美ヶ丘4-10-10	61-7628
	居宅介護支援	医療法人優慶会介護支援センターまみの里	香芝市真美ヶ丘4-16-1	79-2526
	通所リハビリテーション	医療法人優慶会デイケアセンターまみの里	香芝市真美ヶ丘4-16-3	79-5253
	通所介護	リハビリデイサービスセンターここから真美ヶ丘	香芝市真美ヶ丘6-1-3	78-8633
	訪問介護	介護のみき香芝市店	香芝市西真美1-4-4ラモール西真美105号	79-0500
	通所介護	デイサービス倅寿の丘	香芝市藤山2-1220-1	71-5416
	居宅介護支援	倅寿の丘ケアプランセンター		71-5415
	福祉用具貸与 福祉用具販売	介護ステーションたいよう		
	訪問介護	訪問介護笑奏(わそう)	香芝市尼寺2-55-1	60-5344
	通所介護	デイサービス笑音		
	訪問介護 通所介護 短期入所生活介護 居宅介護支援	特別養護老人ホーム大和園白鳳	香芝市尼寺594-2	79-5500
	訪問介護 居宅介護支援	ハローサン	香芝市白鳳台2-23-13	79-0863
	福祉用具貸与 福祉用具販売	株式会社ケアプラス	香芝市畑1-229	43-8958
	通所介護	リハビリトゥモロー香芝	香芝市畑2-812-1	78-7311
	訪問介護	訪問介護四季	香芝市畑3-829ライフインサンヨーニ上203	71-5885
	訪問看護	訪問看護ステーション真ごころ	香芝市畑3-926-1	71-3098
	通所介護	でいさーびす紬	香芝市畑3-943-1	43-5611
	訪問看護	ある訪問看護ステーション	香芝市畑4-559-5	76-0086
	居宅介護支援	居宅介護支援事業所 真ごころ	香芝市畑3-926-1	71-3098
	通所リハビリテーション 短期入所療養介護 訪問リハビリテーション	介護老人保健施設てんとう虫	香芝市平野23-1	71-0980
	居宅介護支援	居宅介護支援センターてんとう虫		
	居宅介護支援	アスモ・ケアマネジメント		43-8530
	居宅介護支援	よいしょケアプランセンター	香芝市良福寺263-1	78-6897
	居宅介護支援	居宅介護支援センター かしの木	香芝市良福寺37-3	79-6700

王寺町近隣の介護保険施設一覧

サービスの種類	事業所名	所在地	電話番号
介護老人福祉施設	特別養護老人ホームてんとう虫	王寺町畠田8-1507	34-0980
	特別養護老人ホーム三室園	三郷町信貴南畑1-1-1	72-2121
	特別養護老人ホームビオスの丘三郷	三郷町信貴南畑1-7-26	33-3335
	特別養護老人ホームさみた	河合町佐味田198-1	58-3000
	大和の里	河合町池部3-5-5	58-2525
	特別養護老人ホーム第二慈母園	斑鳩町法隆寺2091-1	75-8888
	特別養護老人ホーム一樹	斑鳩町目安3-4-36	75-1212
	特別養護老人ホーム郁徳苑	上牧町上牧4244	43-6083
	特別養護老人ホーム郁慈苑		43-6074
	特別養護老人ホーム郁楽苑		43-6246
	特別養護老人ホーム郁愛苑		43-6092
	特別養護老人ホームあくなみ苑	安堵町岡崎33-1	0743-59-0070
	特別養護老人ホームもちの木	安堵町東安堵218-1	0743-59-3977
	特別養護老人ホームぬくもり香芝	香芝市下田西2-7-61	78-6300
	特別養護老人ホームすばる	香芝市鎌田157-1	71-7171
	特別養護老人ホーム大和園白鳳	香芝市尼寺594-2	79-5500
	特別養護老人ホーム大和園	広陵町三吉169	55-5383
	特別養護老人ホームおきな杜	広陵町南郷87	55-5551
	特別養護老人ホームグレースの里	平群町越木塚336-1	45-0865
	特別養護老人ホーム第二グレースの里	平群町椿井244	46-2383
介護老人保健施設	介護老人保健施設もののみの郷	三郷町信貴山東4-10	34-0701
	老人保健施設奈良ベテルホーム	河合町高塚台1-8-1	33-2222
	介護老人保健施設こころ上牧	上牧町上牧2768-2	71-5780
	老人保健施設ユートピア・ゆり	上牧町上牧4244	43-6273
	介護老人保健施設グランディまきば	上牧町上牧899-7	76-3450
	介護老人保健施設若草園	安堵町岡崎58	0743-57-5535
	介護老人保健施設オークピア鹿芝	香芝市穴虫885-1	71-3588
	介護老人保健施設てんとう虫	香芝市平野23-1	71-0980
	介護老人保健施設かぐやの里	広陵町三吉1799-1	58-2223
	介護老人保健施設ぬくもり広陵	広陵町馬見北5-13-11	54-2077
	介護老人保健施設悠々の郷	平群町上庄1-15-1	46-2255
認知症対応型共同生活介護	フレンド王寺	王寺町元町1-7-41	34-2561
	グループホームここから王寺町	王寺町本町4-4-16	31-1571
特定施設入居者生活介護	介護付有料老人ホームだるま苑	王寺町本町2-4-23	34-0078
	チャーム奈良三郷	三郷町勢野東6-8-6	34-0036
	有料老人ホーム奈良ニッセイエデンの園	河合町高塚台1-8-1	33-2100
	サービス付き高齢者向け住宅メディハウスみ・かさ星和台	河合町星和台2-1-17	43-7002
	介護付有料老人ホームもみじの里	斑鳩町龍田南5-1-40	75-8822
	友楽の杜 西大和	上牧町ささゆり台3-2-1	71-7878
	友楽の杜ささゆり	上牧町ささゆり台3-2-3	71-8788
	介護付有料老人ホームあんしん館	上牧町中筋出作56-1	71-3090
	介護付有料老人ホームなごみ館	上牧町中筋出作60-1	71-1753
	エバーライフ香芝	香芝市高206	71-7722
	介護付有料老人ホーム倅寿の丘	香芝市藤山2-1220-1	71-5416
	養護老人ホーム大和園広陽	広陵町三吉166	55-5383
	エリシオン真美ヶ丘アネックス	広陵町馬見南4-1-18	54-6301
	エリシオン真美ヶ丘	広陵町馬見南4-1-19	54-3540
	ひまわり生駒苑	平群町上庄1-15-16	45-5511
住宅型有料老人ホーム	介護の森西大和	王寺町久度3-1-12	31-2775

※認知症対応型共同生活介護は、地域密着型サービスのため、他市町の事業所は原則として利用できません。そのため、王寺町以外の事業所は掲載していません。

介護サービス事業者は、以下のホームページでも検索できます

- 奈良県 介護保険課
http://www.pref.nara.jp/28254.htm
- 介護サービス情報公表システム
https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/

● 王寺町相談窓口 ●

高齢者相談サービス

王寺町地域包括支援センター

所在地：王寺2丁目1番23号 王寺町役場 福祉介護課内
電話番号：0745-73-2001

王寺町在宅介護支援センター「ハートランドしぎさん」

所在地：王寺2丁目6番1号／まさごビル2階
電話番号：0745-33-5050(24時間受付・夜間転送電話)

大和園王寺在宅介護支援センター

所在地：葛下3丁目161番地の1
電話番号：0745-72-8580
(月～金曜日午前9時～午後4時 左記時間外は79-5500へ)

その他サービス

王寺町保健センター

所在地：久度2丁目2番1-501号(リーベル王寺東館5階)
電話番号：0745-33-5000 FAX0745-33-5001

王寺町シルバー人材センター

所在地：久度3丁目1番10号
電話番号：0745-72-1018

● 老人憩の家(片岡の家)

利用時間：午前9時～午後5時
(浴場は午前10時～午後4時)
休館日：毎週木曜日、
12月29日～翌年1月3日まで
所在地：本町2丁目20番20号
電話番号：72-6602



● 老人福祉センター

利用時間：午前9時～午後5時
(浴場は午前10時～午後4時)
休館日：毎週木曜日、
12月29日～翌年1月3日まで
所在地：畠田9丁目1608番地
電話番号：32-5201



王寺町役場 福祉介護課
電話番号 0745-73-2001

UD FONT
by MORISAWA

ユニバーサルデザイン(UD)の考え方にに基づき、より多くの人へ適切に情報を伝えられるよう配慮した見やすいユニバーサルデザインフォントを採用しています。